

令和8年  
春季

# 全国火災予防運動

とき 3/1(日)~7(土)

問 予防課 (TEL 048-738-3117)

## 全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」  
乾燥や強風により火災が発生しやすい季節です。  
一人一人が火災予防を意識し、火災の発生を未然に防ぎましょう。



## 住宅用火災警報器の設置・維持管理について

住宅用火災警報器を適切に設置し、維持管理することで、火災を早期に発見することができます。住宅用火災警報器は、古くなると電池切れなどで感知しないこともあるので、定期的な点検が必要です。また、設置してから10年を目安に交換を推奨しています。いま一度、設置年月や交換期限を確認してください。



## 感震ブレーカーを設置しましょう

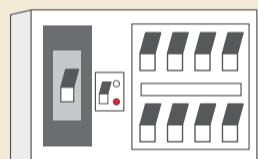
感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときにブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。震災による火災を防ぐためにも感震ブレーカーの設置を推奨しています。

電気工事が必要なものから不要なものまで、さまざまなタイプの感震ブレーカーがありますので、ご家庭の状況に応じて適切なものを取り入れてください。

### タイプ例

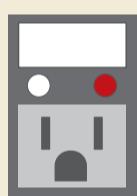
#### ●分電盤タイプ(内蔵型・後付型)

分電盤に内蔵、または後付け部にあるセンサーが揺れを感じ、ブレーカーを落として電気を遮断



#### ●コンセントタイプ

コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感じ、コンセントから電気を遮断



#### ●簡易タイプ

ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断



※各タイプの詳細など  
詳しくは市WEBで

## 住宅防火診断を受けてみませんか?



住宅火災による被害の軽減を図るために、お宅に消防職員が訪問し、防火のアドバイスを行います(申し込みがない場合は、消防職員が伺うことはありません)。

**訪問日時** …平日の9:30~16:30(12:00~13:00は除く)

**実施内容** …火気の使用状況、コンセント周辺の管理状況、住宅用火災警報器設置状況などについて診断します

**訪問対象世帯** …高齢者(65歳以上)や火災の際に避難が困難な人が居住し、防火診断を希望する世帯

**申し込み方法** …直接、または電話で消防本部2階予防課へ

消防職員および消防団員が商品のあせん・販売や金銭を要求することはあります。悪質な訪問販売には注意しましょう。



# 野外焼却はやめましょう

問 環境政策課  
(TEL 048-736-1136)

野外焼却が原因の火災や苦情が発生しています。「少しくらいなら…」と燃やした火が火災の原因となってしまう他、煙で洗濯物が干せないことや、頭痛・ぜんそくの悪化などの健康被害に関する苦情につながり、近隣トラブルとなることもあります。

## 野外焼却は法律・条例で 禁止されています

「埼玉県生活環境保全条例」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止です。農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却など、

一部例外のものもありますが、周辺の生活環境に支障があるときは、中止をお願いすることができます。

野外焼却に関して困っているときは、市役所第二庁舎3階 環境政策課(TEL 048-736-1136)へご相談ください。

一人一人が、「燃やさない・広げない」を心掛け、安全で快適なまちづくりにご協力ください。

